

川口市 工事施行承認申請承認基準

1 車両出入口設置箇所数について

歩道がある場合の車両出入口設置箇所は、同一敷地について同一路線で1箇所とし、歩道を斜め横断し敷地内に出入り計画や道路隅切り部からの出入り計画としないこととする。ただし、交通処理上等の理由から特に必要と認められる場合であり相互の間隔を8m以上とするときは、2箇所とすることができる。また、不要な既設出入口(切下げ)は、一般型の縁石にて閉口し舗装組成についても変更するものとする。

2 車両出入口の設置箇所について

車両出入口の設置箇所は、原則として以下に掲げる場所以外である、道路交通上、最も支障が少ないと認められる場所とすること。自家用車等、車両の出入回数が少なく、交通安全上、特に支障がないと認められる場合には、適用しないことができるものとする。

ただし、隅切り部および横断歩道内に設置することは認められない。

- ア) 道路の交差部、接続部または屈曲部から5m以内の部分
- イ) 横断歩道(停止線)から5m以内の部分
- ウ) バス停留所から10m以内、および、バス停車帯の部分
- エ) 消防用施設の設置場所から5m以内の部分
- オ) 火災報知器の設置場所から1m以内の部分
- カ) 地下道出入口、および、横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分
- キ) 道路照明灯等の道路付属物及び占用物(信号機含む)の移設を必要とする箇所。
ただし、道路管理者および占用者が移設を認め、申請者が移設する場合は除く。
- ク) 橋りょう区間
- ケ) トンネルやアンダーパス等の前後各50m以内の箇所
- コ) その他、見通しが悪い区間(急カーブ、急坂)等
- サ) 道路隅切り部の切下げ

上記事項によりがたい場合は、別途、道路管理者と協議するものとする。

3 歩道切下げの幅について

- 1 歩道開口部は必要最小限とし、最大で4.2mまでとする。ただし、並列駐車にて2台の車両駐車をするとき、および、駐車場等の出入りで相互通行が発生する場合は、車両軌跡図・土地利用計画図等の根拠資料を添付し、最大で6mまでの必要な幅とすることができる。
- 2 大型車両等の出入りが生じ、4.2m以上の出入りが必要な場合は車両軌跡図・車両諸元・土地利用計画図等の根拠資料を添付し、原則、最大で8mまでの必要な幅とすることができる。
- 3 大型車両等以外の出入りで連続的な切下げとなる場合(6m以上)には、鋼製ポール等(反射シール付)の安全施設を設置すること。

4 歩道切下げの形状および、その他構造等について

- 1 マウントアップ歩道における切下げの横断勾配は、1%で幅1m以上確保し、縦断勾配は5%以下ですりつけること。ただし、歩道幅員や、沿道状況により上記勾配の確保が困難な場合は、別途協議し決定するものとする。
- 2 植樹帯がある場合は、歩道の平坦性を確保したうえで、植樹帯幅員内ですりつけをすることを原則とする。
- 3 切下げ箇所が連続する場合は、歩行者の利便性を考慮し、隣接する歩道舗装面の高さを切下げ部に合わせること。
- 4 車両乗入れにより、歩道内の埋設管に影響が生じる場合は、防護措置か布設替えを施すこと。
- 5 私道の出入部や駐車場、工場などの多数の車両や大型車両が出入りする部分の道路構造物は、車両乗入れに耐えられるよう重耐用の構造に変更すること。(歩車道境界ブロックのエプロン部含む)
- 6 既存道路構造物が従前の土地利用により汚損等が生じている場合は、復旧すること。(L型側溝やU字側溝等の背薄部含む)
- 7 車両乗入れとなるU字側溝蓋は厚さ100mmとし、厚さ100mmとしがたい場合は、グレーチング(細目)とすること。
- 8 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所であること。
- 9 乗入れ部以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をすること。
- 10 切下げ端部の歩車道境界ブロックは端末型(Rタイプ)を使用し反射式縁石鋳(両面)を設置すること